

ID: 461

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第12条第1項
例規番号	平成18年条例第201号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第12条 管理者は、個別排水処理施設の使用について、使用者から個別排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書又は集金の方法及び口座振替の方法により、毎月末日までに徴収する。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び第13条の規定による。

(使用料の算定方法)

第13条 設置の排水処理施設の使用料については、別表第1に定めるところにより算出し、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 水道水を使用しない使用料算出の基礎となる汚水排出量は、別表第2に定めるところにより算定する。ただし、水道の使用水量又は水道以外の水の揚水量と排出される汚水量とが著しく異なると認められるときは、管理者は、別に汚水排出量を定めることができる。

3 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

4 水道水以外の水を使用した場合は、排水量とする。排水量の決定は、揚水量測定器具又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それが無いときは別表第2に定める基準により、管理者が認定するところによる。ただし、別表第2によることが著しく不相当と認められるときは、管理者は、その態様を勘案して別に認定することができる。

5 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と揚水量測定器具若しくは揚水量を測定し得る機器により測定された水量又は別表第2に定める基準を勘案して、管理者が認定する水量とを加えたものとする。

6 水道水以外の水を営業用として使用する者に対しては、管理者が別に定めるところにより揚水量測定器具又は揚水量を測定し得る機器を設置させることができる。

7 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴う排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。

8 水道水を使用した場合の使用水量の測定は、名寄市水道事業給水条例(平成18年名寄市条例第204号)の規定を準用する。

9 月の中途において、使用者が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している使用を再開したときの算定方法は、名寄市水道事業給水条例(平成18年名寄市条例第204号)の規定を準用する。

備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 5 年 7 月 28 日